

広島県告示第千八百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指定年月日
豊島薬局	呉市豊浜町豊島四〇二七	精神通院医療	平成一九年一月一日
メイプル薬局	安芸高田市甲田町高田原一四六 八―一四	精神通院医療	平成一九年一月一日
オリーブ薬局若松店	福山市若松町三―一三	精神通院医療	平成一九年一月一日
スーパードラッグひまわり薬局戸手店	福山市新市町戸手八二	精神通院医療	平成一九年一月一日
みゆう薬局	福山市春日町三丁目九―一	精神通院医療	平成一九年一月一日
トミヤス薬局	福山市松浜町一丁目一―二六	精神通院医療	平成一九年一月一日
さくら薬局新市店	福山市新市町新市三八九―一	精神通院医療	平成一九年一月一日
すみれ薬局	府中市元町四五〇―一七	精神通院医療	平成一九年一月一日
わかば薬局	福山市沼隈町草深四五六―一	精神通院医療	平成一九年一月一日
さくら薬局多治米店	福山市多治米町一丁目一―五、 六、 フズヴィレッジ	精神通院医療	平成一九年一月一日
さくら薬局宮内店	福山市新市町宮内三四九―二	精神通院医療	平成一九年一月一日
くるみ薬局駅家店	福山市駅家町万能倉九八―五	精神通院医療	平成一九年一月一日